

# 平成29年度事業計画書

経済産業省では、産業保安規制のスマート化の方針のもと「電気保安規制のスマート化」の検討が進められております。

このスマート化は、新技術に対応する技術革新、新規参入業者の増大に対応する保安水準の確保、自然災害を含む外生的脅威への対策、電気保安人材の育成等に対する規制の見直しであり、「国の関与と民間への委託等、設備の実態に即した規制への移行」であり、事業者層の保安力の向上、更に、技術支援機関を含めた体制整備を目的としているものであります。

また電気主任技術者制度は現行の電気事業法施行以前からのものであります。電気主任技術者の対象施設の多くは小規模自家用施設であり、これらの事業場の保安は外部委託制度により運用されていることは言うまでもありませんが、電力システム改革等により、あらたな小規模発電設備が増加する傾向にあります。

これらを背景とし設備機器の保守に携わる専門技術者の人材確保等に加え電気保安の高度化に向けた施策の検証が必要との意見も十分意識の上、電気事故防止のための諸施策の推進と電気技術者の資質向上、更には電気保安意識の普及・高揚を図りながら安定した社会貢献を寄与すべく以下の事業を推進いたします。

## I. 公益目的事業

### 1. 研修、セミナー、人材育成事業

電気技術者等に対する電気の保安に関する専門的知識・技術の向上と、電気事故の防止に資するため、次の事業を行う。

- (1) 電気保安管理に関する基礎知識及び技術の習得を目的とする「保安管理基礎講習会」の開催
- (2) 電気事故防止・保安管理業務の新手法、保安管理業務に関する法令、電気使用合理化に関する新技術等「保安管理定期研修会」（第五期）及び「保安管理一般研修会」の開催
- (3) 電気の保安管理業務に係る専門的な技術や手法等に関する実技の修得を目的とする「保安管理技術研修会」の開催
- (4) 電気保安に関する講演、研究報告、討論等を内容とする「座学セミナー」、並びに電気設備の設置場所における実技研修を目的の「現地研修」の実施
- (5) 広域災害発生直後の対処方法等の技能修得を目的とする「広域災害対策訓練」の実施
- (6) 電気の専門学校や職業訓練校等への講師の派遣

## 2. 電気事故等に関する調査、情報収集、分析・公表事業

保安管理業務に関する課題、電気事故例、未波及事故例、改善事例等について調査・分析するとともに、広く社会に公表するために、次の事業を実施する。

- (1) 保安管理業務の最新技術動向をテーマに「電気技術講習会」の開催
- (2) 電気事故再発防止策等に関するテキストの作成と配布
- (3) 電気保安管理業務に関する専門的技術情報や必要情報に関する出版物を発行し広く社会に公表する。  
「電気管理技術」(会誌) 「オレンジ ダイアリ(2018)」
- (4) 電気安全に係る出版物原稿の取りまとめ  
「現場からの電気事故・ヒヤリハット報告  
～経験から学ぶ電気管理の極意～」

## 3. 電気保安意識の向上のための普及・啓発事業

社会一般に対する電気の安全及び電気使用の合理化に関する意識の普及・啓発を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 国の主唱する「電気使用安全月間」(毎年8月)への参画  
ア 「電気安全講演会」の開催  
イ 団扇、ポスター、パンフレット類を配布し電気安全の呼びかけ  
ウ 公共施設や福祉施設等への安全点検  
エ 電気に関する災害や、事故防止のためのパトロール等の実施
- (2) 本部及び各支部のホームページを活用し、(広報紙)「MiRaI」等による広報の実施
- (3) 保安管理業務の重要性の認識と点検・試験及び測定のもたらす効能について平易な解説書の作成

## 4. 技術相談、助言、支援事業

- (1) 電気使用における安全確保のための技術相談、助言の実施  
電気保安に関する法令、保安管理技術並びに電気使用の合理化について広く社会一般の相談に応じるとともに、技術的内容に関しての指導・助言を行い、適切な保安管理の実施と社会における電気安全意識の普及・向上の推進
- (2) 電気事故や故障発生時における対応支援事業の実施  
24時間稼働の「保安センター」等において、電気事故や故障発生時に事業場等からの緊急相談・要請があった場合、応急措置を指導するとともに、状況により現場に出向き、事故の未然防止、拡大防止、早期復旧等を推進

## Ⅱ. その他の事業

### 1. 会員の保安管理業務の支援事業

会員の保安管理業務を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会等の開催、小冊子の発行、資料等の配布などにより、会員の情報共有を図り、保安管理業務に対する共通認識を醸成し、会員相互の支援・協力体制の構築
- (2) 関係法令に基づき国への申請、届出等を会員が的確に行えるよう、指導・助言するとともに、国の自家用電気工作物の保安に関する施策や、電気使用の合理化に関する施策についての必要情報の会員への周知
- (3) 本会の事業が社会に広く認知・評価されることを目的に、電気関係諸団体における保安等に関する事業に協力するとともに、行政機関や公益団体等の事業協力
- (4) 入会希望者に対する説明会を定期的で開催し、会員の拡大を図るとともに、入会申込者に対する面接、懇談会等を開催し、適切な保安管理業務の開始に向け指導・支援
- (5) 会員増加に係る諸課題について検討し、情報・資料等の提示
- (6) 保安管理業務の向上と外部委託制度の維持・発展のため、保安管理業務を行っている他法人との情報交換等

### 2. 会員の職務倫理の確立に関する事業

会員が保安管理業務の職務倫理を深く理解し職務を誠実に実施することが、設置者等からの信頼を得るという認識のもと、個人事業者としての自覚と危機管理意識を確立させる。

### 3. その他

- (1) 組織・体制の整備
  - ア. 「支部会計の一元化」及び「支部会費の均一化」を検討し、公益社団法人としての組織体制の整備を進める。
  - イ. 各地域の保安管理業務の実態と電気管理技術者を取り巻く環境を把握し、各支部に「制度高度化ワーキンググループ」を創設する。
  - ウ. 支部事業の効率化に向け、事業の拠点化と電気安全確保に向け測定機器等の校正試験を実施する。
- (2) 主要行事等
  - ア. 平成29年6月に「第47回定時総会」を開催する。
  - イ. 通常理事会を3回開催する。